

R6 西中学校いじめ防止対策基本方針

余市町立西中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

生徒が安心・安全で、意欲を持って充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめは、どの学校・どの学級でも、どの子どもにも起こりうるもの」という認識に立ち、本校の生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることが出来るとともに、いじめ防止といじめの早期発見・早期対応を図るため、積極的な認知が重要となる。

全ての児童生徒が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、本校の生徒が「いじめのない楽しく豊かな学校生活」を送ることができるように「西中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止の基本姿勢」

- (1) 学校、学級内外にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 温かい学校づくりに努め、認め、励まし、生徒の自己有用感を高める。
- (3) 生徒・教職員の人権感覚を高め、校内外における望ましい人間関係を築く。
- (4) 日常の指導・組織体制を強化し、「いじめの見逃しゼロ」に努める。
- (5) いじめ問題の早期解決に向けて、保護者・地域・関係機関等と連携を深める。

2 いじめとは

(1) 定義

「いじめ防止対策推進法」及び「北海道いじめの防止に関する条例」によると、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの理解

○いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配かけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

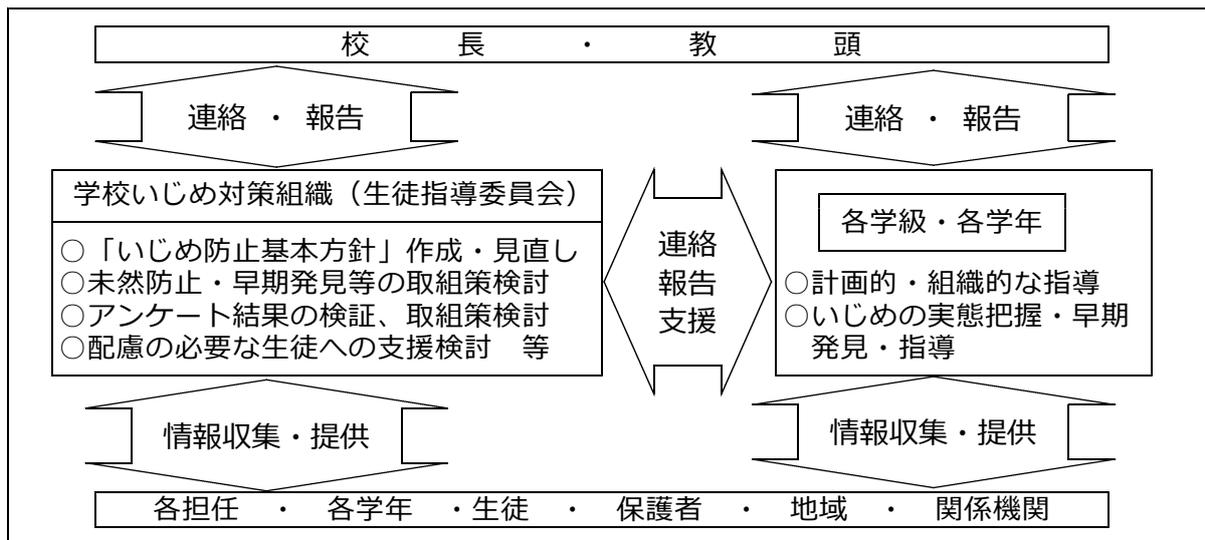
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、「被災児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめの防止等に関する校内体制・指導計画について

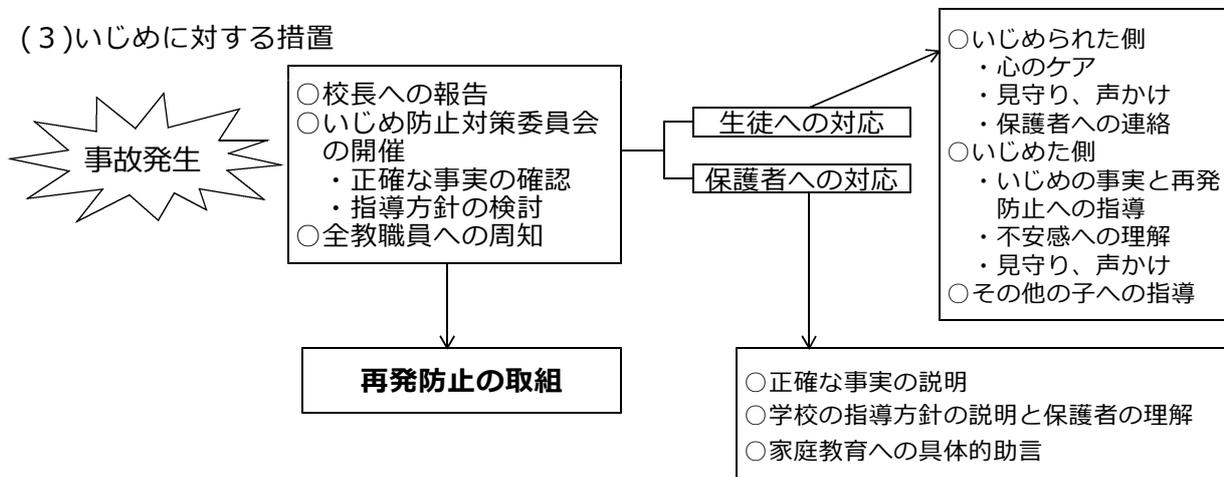
(1) 「学校いじめ対策組織」(生徒指導委員会) の設置

- ・生徒指導主事を主宰、校長・教頭をアドバイザー・オブザーバーとし、他各学年生徒指導、養護教諭等(必要に応じてスクールカウンセラー等)からなる委員会を設置し、定期的(週1回を基本)及び必要に応じて委員会を開催し、職員会議へつなげる。
- ・内容は、いじめ問題をはじめ、生徒指導の現状等についての情報交換及び共通理解を図る

(2) いじめ防止のための組織体制



(3) いじめに対する措置



(4) いじめ防止指導計画の整備

		学校いじめ対策組織	防止対策（保護者との連携）	早期発見
4月	P ↓	「いじめ防止基本方針」の内容確認 ・生徒理解研修 <u>生徒指導交流・生徒指導委員会</u>	・全体懇談「いじめ防止基本方針」 周知 <u>学級・人間関係づくり</u> ・二者面談1・2年	<u>休み時間等の見取り</u>
5月	D ↓			・教育相談1年
6月	↓	・いじめアンケート①の結果を 踏まえた取組		・いじめアンケート①
7月	C ↓		・授業参観・懇談会 ・学校評価アンケート①	
8月	A ↓		・二者面談3年	
9月	↓		・学校祭に向けた取組	
10月	P ↓			・教育相談全学年
11月	D ↓	・いじめアンケート②の結果を 踏まえた取組	・三者面談3年	・いじめアンケート②
12月	↓		・授業参観・懇談会 ・学校評価アンケート②	
1月	C ↓	・本年度のまとめ・課題検討		
2月	A ↓	・次年度の指導計画修正		
3月	↓		・小学校との引継	

4 いじめの防止等に関する取組について

(1) いじめの防止に向けた日常的な取組

- ・生徒が誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任を持って行動できるように自己指導能力を育む。
- ・日頃の生徒の観察やふれあいを通して実態をきめ細かく把握し、生徒に変化が見られた場合は迅速に教職員間で情報を共有する。
- ・日常のあらゆる教育活動を通して、生徒のよさや可能性を認め、教員と生徒の信頼関係を構築する。
- ・児童生徒一人一人を大切にしたい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかり把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりを十分に行う。
- ・日頃の授業や道徳、特別活動等において思いやりの心をはぐくむ教育を行うとともに、生徒会等においていじめ防止運動を行うなど、生徒が自主的に活動を進めることができるよう指導する。
- ・生徒会などを活用し、生徒の主体的・内面的な部分から「いじめは人間として絶対に許されないもの」という雰囲気をつくりだす。
- ・生徒及び保護者を対象とした（ネット上のいじめを含む）防止のための啓発活動を行う。
- ・家庭訪問、学校だよりなどを通じた家庭との緊密な連携・協力体制を構築する。

(2) いじめの早期発見に向けた取組

- ・教育相談や見守り活動により、受容と共感による生徒理解を進めるとともに、生徒情報の

収集に努める。

- ・定期的にアンケート調査を行い、巡回や観察等では認知できないいじめについて把握する。
- ・保健室や相談室、スクールカウンセラーの利用や電話相談窓口の周知等を行い、いじめの相談をしやすい体制を整備する。

(3) いじめの早期対応や再発防止に向けた取組

- ・訴えや観察により発覚したいじめの実態を正確に把握し、いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）等により指導方針を明確にし、全教職員で共通認識・理解を図る。
- ・いじめを受けた生徒や保護者へ学校の指導方針等を示し理解を得るとともに、心のケアに当たる。いじめをした生徒に対して個別指導を行い、動機等を把握し、受容と共感に基づきつつ、毅然とした指導により再発を防ぐ。また、その他の生徒については、学級・学年において、いじめは絶対に許されない行為であることの指導や、不安や悩みを抱える生徒への解消へ向けたケアを行う。
- ・家庭やスクールカウンセラー、余市町教育委員会青少年対策室などとも連携し、指導助言を得ながら子どもの心の琴線に触れる対応に当たる。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると判断される場合は、直ちに警察への通報や関係機関への相談など、適切に援助を求める。
- ・重大な事案については、保護者会を開催するなど、保護者と情報共有を行う。
- ・これらの対応について、学校いじめ対策組織を中心に、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

- ・学校だよりや学級だより等を活用するとともに、携帯電話（スマートフォン）やゲーム機等を利用したインターネットの正しい接続の仕方やフィルタリングの設定などについて啓発する。
- ・各教科や特別活動等において携帯電話（スマートフォン）やインターネットの正しい利用について指導するとともに、外部から講師を招聘し「スマホ・ケータイ安全教室」を開催する。
- ・定期的にネットパトロールを行い、不適切な書き込み等を発見した場合は、速やかに当該生徒に確認・指導するとともに保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとる。

5 いじめの解消の基準

その1 いじめに係わる行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわ「生徒指導委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

その2 被害児童生徒が心身の苦情を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○相当な期間とは、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に対応する。

(2) 重大事態への対処

- ・町教育委員会に速やかに報告する。
- ・町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を特設する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と連携を図る。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。